

区画整理だより

吉野地区 第49号



発行 鹿児島市建設局都市計画部
吉野区画整理課
TEL (設計係) 099 (244) 2114
(工事係) 099 (244) 4912
(補償係) 099 (244) 4931

令和2年度の事業概要について

吉野地区土地区画整理事業におきましては、皆様のご理解とご協力により、事業が推進できます事に深く感謝申し上げます。

当事業の進捗率は、令和2年度末において、対事業費で約98.5%となる見込みです。

今年度予定している事業内訳は、次のとおりです。

- ① **道路築造工事・宅地整地工事**
乙女塚配水池周辺を中心に工事を行います。また、近隣公園の敷地造成を実施いたします。
- ② **5号公園(仮称)整備工事**
昨年度敷地造成を行った5号公園(仮称)の整備を行います。
- ③ **※令和2年度中に供用開始の予定です。**
- ④ **出来形確認測量**
今年度は、5号公園(仮称)付近について実施いたします。

※測量の実施にあたり、鹿児島市が委託した業者が皆様の土地へ立ち入りをお願いする場合がありますので、市が発行する身分証明書をお確かめのうえ、ご協力をお願いいたします。

④ **使用収益の開始**
黄色の着色箇所について、順次、擁壁補償を行い、使用収益を開始していく予定です。

道路工事や宅地整地工事、ライフライン整備工事等による迂回など、皆様には大変ご迷惑をおかけしております。皆様の安全や通行の規制に最大限配慮しながら、今年度の工事概成に向けて努力してまいりますので、何卒、ご理解、ご協力の程お願いいたします。

《令和2年度事業計画図》

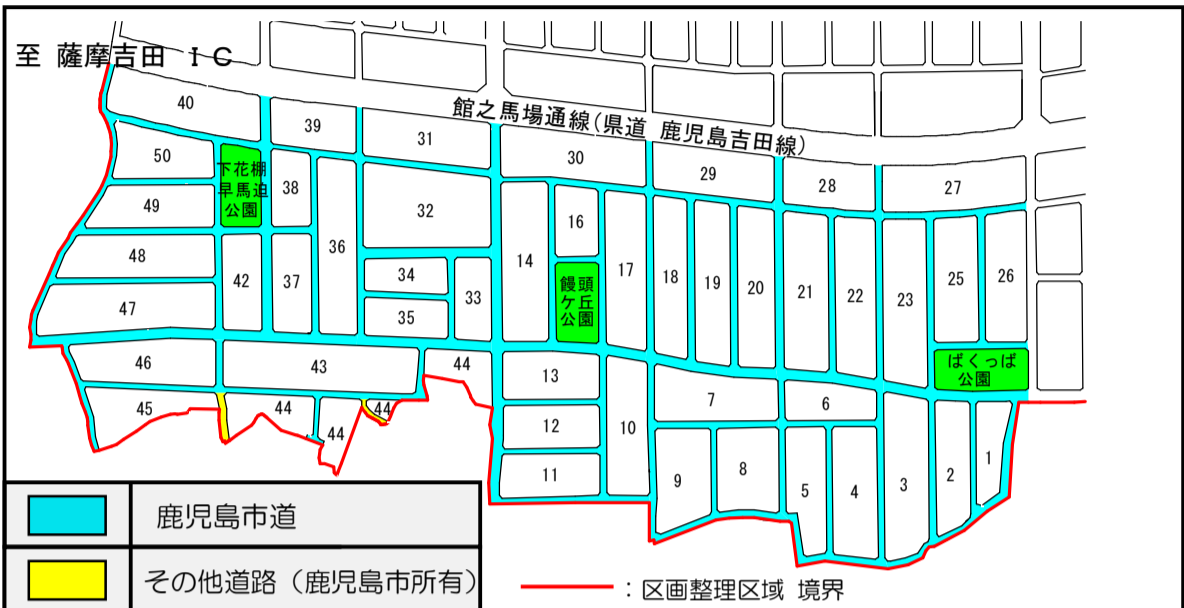


市道認定について

※ 街区内の数字は、
吉野二丁目の住居表示番号です

吉野二丁目の都市計画道路及び区画道路（※下図参照）につきましては、令和2年4月より、『鹿児島市道』となりました。

（今後、地区内の道路について、順次、市道認定を行ってまいります。）



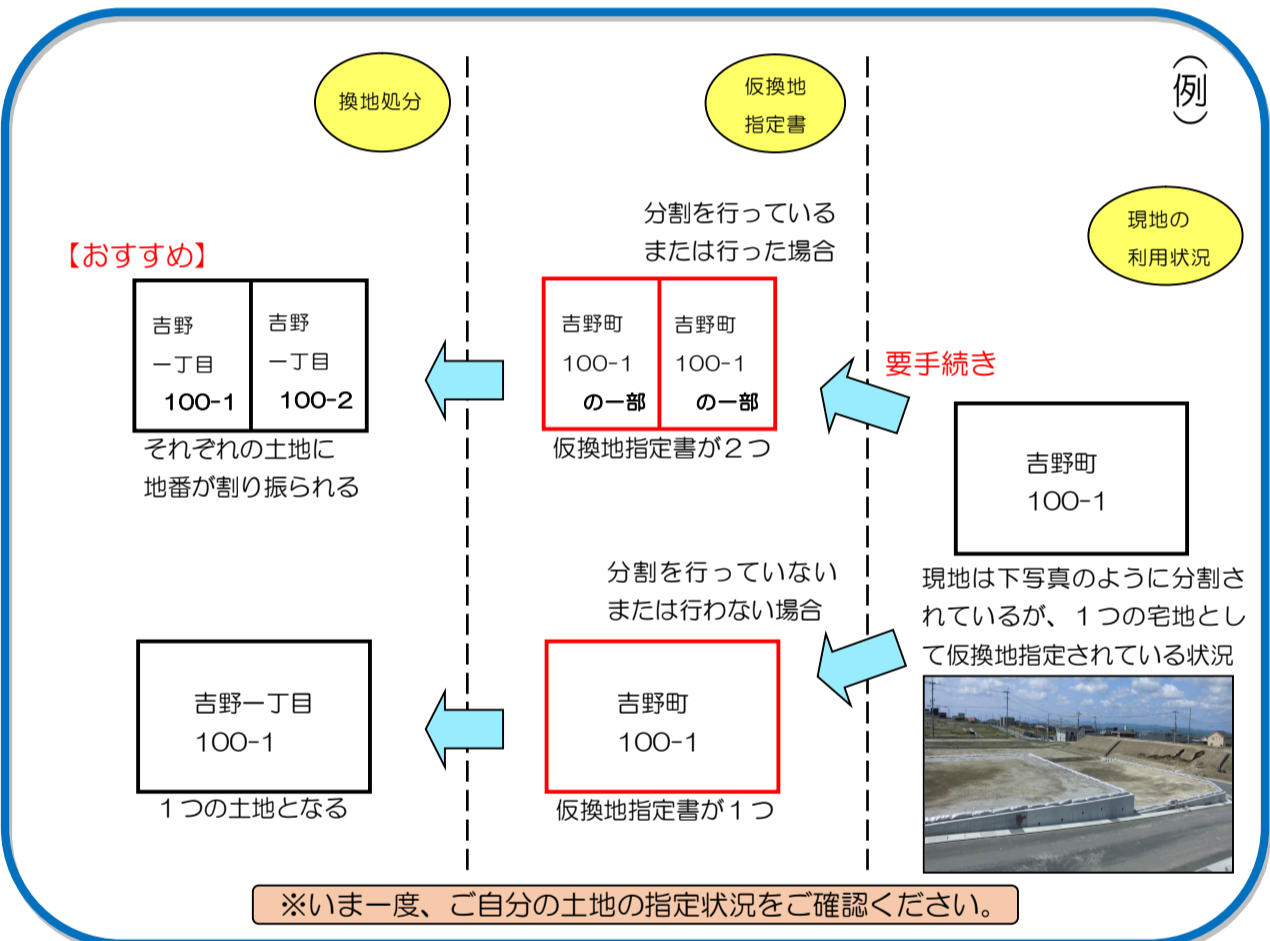
今後、当道路の維持管理につきましては左記部署で取り扱うこととなりますので、次のような事項がありましたら、左記部署または吉野区画整理課へご相談・ご連絡をお願いいたします。

- 道路舗装の補修、側溝清掃等に関する件
- 道路維持課 吉野工務事務所 (099-243-0007)
- 道路占用等の許可、占用物件の移設に関する件

道路管理課 指導係 (099-243-0000)

仮換地の分割について

仮換地指定をされた土地について、現地の利用状況や高低差などにより、現地を分割して利用されている方につきましては、仮換地の分割をお勧めいたします。



※換地処分前に売買等を行う場合は、ご自身で土地家産調査士へ依頼し、分筆を行っていただく必要があります。
仮換地指定の分割や分筆などのご相談につきましては、吉野区画整理課設計係までお問い合わせください。

地区内の草払い等維持管理について

地元町内会及び近隣住民の方から、地区内での雑草の繁茂、雨水による隣接地への土砂流出などにより、周辺の生活環境の悪化、交通や防犯上の問題、タバコのポイ捨てによる枯れ草からの出火などを心配される声が寄せられています。

本市が管理する道路や用地につきましては、年に一回草払いを実施しておりますが、皆様に仮換地先として引渡しが進んでいる土地につきましては、適時に状況をご確認の上、各自で草払い等の維持管理をお願いいたします。

電柱の設置位置について

電柱につきましては、宅地への出入りの支障にならない位置に、九州電力・NＴＴの各事業者が設置いたしますが、その設置位置について、各事業者から皆様方に協力依頼がある場合がございます。電気などは生活に欠かせない重要なライフラインですので、その際には、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

